

中央会の主な事業等活動予定（6月）

令和5年5月17日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中央会（主な会議）			
6/6	火	令和5年度 専門委員会 時間：午後3時～ 場所：ホテルポートプラザちば	総務部
6/22	木	第67回 通常総会 時間：午後3時～ 場所：ホテルポートプラザちば	
■ 中小企業連携組織対策事業			
6/2	金	連携組織活性化研究会 対象：君津市管工事業協同組合	工業連携支援部
6/9	金	連携組織活性化研究会 対象：袖ヶ浦市測量設計業協同組合	経営支援部
		連携組織活性化研究会 対象：CINグリーンパートナーズ協同組合	
6/13	火	連携組織活性化研究会 対象：野田工業団地協同組合	工業連携支援部
6/14	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県紙器段ボール箱工業組合	経営支援部
6/15	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：柏市工業団地協同組合	工業連携支援部
6/16	金	経営力向上セミナー 組合等後継者育成事業 対象：千葉県中小企業組合士会	
6/21・28	水	連携組織活性化研究会 対象：オライはすぬま企業組合	商業連携支援部
6/27	火	組合等後継者育成事業 対象：千葉県中小企業団体レディース中央会	
6/28	水	連携組織活性化研究会 対象：高滝湖観光企業組合	経営支援部
6/29	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
6/5	月	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 広報委員会	経営支援部
6/7	水	千葉県中小企業団体青年中央会 第36回通常総会	工業連携支援部
6/14	水	千葉県商業協同組合組合協議会 第11回通常総会	商業連携支援部
6/16	金	千葉県異業種交流融合化協議会 第31回通常総会	工業連携支援部
		千葉県中小企業組合士会 第42回通常総会	経営支援部
6/20	火	千葉県官公需適格組合受注促進協議会 第38回通常総会	商業連携支援部
6/27	火	千葉県中小企業団体レディース中央会 第21回通常総会	商業連携支援部

経営のヒント

令和五年民法改正について

令和三年四月に民法が改正され、令和五年四月に施行されました。近年、相続した土地の相続登記を行わないなどの理由から所有者が

不明な土地や所有者の所在が不明な土地（以下「所有者不明土地」という。）が増加し、土地の利用の阻害や隣地への悪影響等が社会問題化しています。そこで、今回の民法改正では、既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化を主な目的として、①相隣関係規定の見直し、②共有制度の見直し、③所有者不明土地管理制度等の創設、④相続制度の見直しが行われました。これらの改正について今回と次回の二回にわたって解説します。

◎ 相隣関係規定の見直し

相隣関係とは、隣接する不動産の権利者が相互にその利用を調整し合う関係をいいます。旧民法の規定は明治の制定以来実質的な見直しがされてこなかったため、時代の変化により今の社会状況に合

わなくなっている項目もありました。とくに最近では、所有者不明土地が増えたことで、隣地の使用や枝の切取りなどに関する同意を得ることができず、土地の利用が困難になるケースが見受けられます。そこで、以下の項目の規定の見直しが行われました。

1 隣地使用権

隣地の使用について、旧民法では、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するために必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができると定められていましたが、定められた内容以外の目的で隣地を使用できるかが不明確で、土地の利用や処分の妨げとなっていました。そこで、権利の明確化とともに隣地所有者（使用者）への配慮を目的に改正されました（新民法二〇九条）。

第一項では、①境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、取去又は修繕、②境界標の調査又は境界に関する測量、③第二三三条第三項の規定による枝の切取りについて、隣地使用が認められる目的が拡充されて明確に示され、第二項以下で隣地所有者や使用者の権利に配慮する義務もあることを明確にし、あらかじ

め隣地所有者や使用者に通知しなければならぬというルールも整備されました。なお、隣地の所有者やその所在が調べても不明な場合は、判明した後すぐに通知すればよいとされています。

2 ライフラインの設備の設置・使用権の明確化

技術未発達の前時代には制定された旧民法では、電気・ガス・水道などのライフラインの設備の設置などに関する明確な規定はありませんでした。しかし、他人の土地や設備（導管等）を使用しなければ自分の土地へライフラインを引き込めない場合には、他人の土地への設備の設置などをすることができると実務上考えられていました。ただ明文の規定がないため、設備の設置や使用に際しては、なかつたり、使用したい土地の所有者が不明である場合には、対応が困難になっていました。また、設置・使用の際のルールなども不明確なので、不当な承諾料を求められるケースも見受けられました。そこで、ライフラインの設備の設置・使用権の明確化、事前通知、償金・費用負担などに関するルールの整備がなされました（新

民法二二三条の二、二二三条の三）。
3 越境した竹木の枝の切取り
旧民法では、隣地から竹木の根や枝が越境した場合、越境された土地の所有者は根は自分で切り取ることができませんが、枝の切り取りは竹木の所有者に対して切除を請求することができるにとどまり自身で切り取ることができませんでした。しかも、その請求に応じてもらえない場合には、裁判を起して判決を得てから強制執行などの手続きをとらなければならないため、大きな負担となっていました。さらに、その竹木が複数人の共有物だった場合、切り取るには共有者全員の同意を得ることが必要とされ、反対する人がいると困難となるほか、所有者不明の場合にも切り取るのが困難な事態になってしまいます。そこで、土地の所有者による枝の切り取りや共有者各自による枝の切除に関して改正されました（新民法二二三条）。

原則は従来通り竹木の所有者に切除を求めるべきとされていますが、催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合等には、越境されている土地

の所有者が竹木の枝の切除が可能とする内容に変わりました。

◎ 共有制度の見直し

前述のように現在相続等を契機として所有者不明土地が多数存在しており、土地の管理・処分に必要な支障が生じています。そこで、所在等が不明な共有者がいる場合でも共有地を円滑かつ適正に利用できるようにするため、共有制度の見直しが必要となり、共有物の変更・管理に関する規律の見直し、共有関係を解消しやすくする仕組みの創設の二点が今回改正されました。

1 共有物の変更・管理に関する規律の見直し

(1)旧民法では、共有物の変更については共有者全員の同意により行い、管理行為については持分の価格の過半数に基づき行い、保存行為については各共有者単独で行うとされてきました。そのため、共有物に軽微な変更を加える場合でも、共有者全員の同意を得なければならぬなど円滑な利用・管理が阻害されてきました。そこで、今回の改正で、共有物に変更を加える行為であっても、形状又は効用の著しい変更を伴わないもの

(軽微変更)については、持分の価格の過半数で決定できることが定められました(民法二五一条一項、二五二条一項)。また、賃借権等の設定については、持分の過半数で決定することができる短期の賃借権等の範囲を明確にしました(民法二五二条四項)。

(2)賛否を明らかにしない共有者がいる場合の管理に関するルールの合理化

旧民法下では、共有物の管理に関心を持たず、連絡しても明確な返答をしない共有者がいる場合は、共有物の管理が困難となる問題がありました。そこで、今回の改正で、賛否を明らかにしない共有者がいる場合、裁判所の決定を得て、その共有者以外の共有者の持分の過半数により、管理に関する事項を決定できる制度が創設されました(民法二五二条二項二号)。

(3)所在等不明共有者がいる場合の変更・管理に関するルールの合理化

旧民法下では、所在等不明共有者がいる場合には、その所在等不明共有者の同意を得ることができないため、共有物に変更を加えることができず、また、所在等不明

共有者以外の共有者の持分が過半数に及ばないケースなどでは、管理についての決定もできませんでした。そこで、今回の改正により、所在等不明共有者がいる場合には、裁判所の決定を得て、所在等不明共有者以外の共有者全員の同意により、共有物に変更を加えること、所在等不明共有者以外の共有者の持分の過半数により、管理に関する事項を決定することができ、この制度が創設されました(民法二五一条二項、二五二条二項二号)。

(4)共有物の管理者制度の創設

旧民法では、共有物の管理者に関する明文規定がなく、選任の要件や権限の内容が明らかではありませんでした。そこで、今回の改正では、共有物の管理者が創設されました。共有物の管理者の選任・解任は、共有物の管理のルールに従い、共有者の持分の価格の過半数で決定されます(民法二五二条一項)。管理者は、個々の行為について共有者の過半数の同意を得ることなく管理に関する行為(軽微変更を含む)をすることができます(民法二五二条の第二項)。

(5)共有物を使用する共有者がいる

場合の規律の整備

旧民法では、共有物を使用する共有者がいる場合に、その共有者の同意がなくても、持分の価格の過半数で共有物の管理に関する事項を決定できるかが明確でなく、無断で共有物を使用している共有者がいる場合には、他の共有者が共有物を使用することは事実上困難でした。そこで、今回の改正では、共有物を使用する共有者がいても、持分の過半数で管理に関する事項を決定できることが明記されました(民法二五二条一項後段)。

ただし、管理に関する事項の決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その共有者の承諾を得なければなりません(民法二五二条三項)。また、今回の改正では、共有物を使用する共有者は、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を支払う義務を負うとする規定が設けられ、さらに、共有者は善良な管理者の注意をもって共有物を使用する義務を負うことも明記されました(民法二四九条二項、三項)。

以下次回に続く。

(弁護士 森岡 信夫)

テーマ SDGsへの取組みを通じた組合事業活性化・社会貢献

市場変化に対応した情報提供と供給先確保で林業を支援

山形県森林ノ整備事業協同組合

組合契約による安定販売先確保、木材市場の情報収集と分析に基づく具体的なアドバイス、迅速な情報提供体制、森林整備計画等による計画的な林業経営の支援が鍵といえる。

背景・目的

県内の木材生産等事業は小規模経営が多く、生産販売に苦勞していた。また地球温暖化防止のためにも計画的な森林整備・再造林に取り組み必要があった。これらの課題を解決するため平成28年に組合を設立し、小規模事業者の経営安定化と計画的な森林整備・再造林に取り組みこととなった。木材にはA・B・Cランク材があるが、合板用材及び集成材用材も需要が増加傾向にある。そこで再生可能エネルギー普及のため、以前は製紙用に流通させていたCランク木材をチップ化し、バイオマス発電用素材として利用することに着目した。

取組みの手法と内容

組合加入促進と経営改善のために

は組合経由で販売する方が有利であることなど、積極的に説明するとともに中堅・大手の販売先と安定供給協定を締結し、組合員が生産した素材を安定して販売できる体制づくりに取り組んだ。

一部の小規模林業事業者に対しては、立木の調査段階から協力・支援し、B・Cクラス材の有効活用のために出荷見込量や価格など立木評価等の支援を行い、素材の生産量増加につなげた。

木材市況は国際情勢や輸入動向により大きく左右され、最近は「ウツドショック」等もあるが組合員の事業運営に大きな影響を及ぼすこれらの要因について、常に情報収集を行いメールなど迅速な提供に努めている。

森林整備のため「森林経営計画」策定を希望する組合員には制度説明を実施し、森林施業プランナーの資格取得にも組合が主導して支援した。プランナーの二次試験合格者に対しては、現場で経験を積ませることで二



重機を使用した間伐の様子



間伐前の森林 日光が当たるところが少なく木が細く曲がっているなど、木の成長に影響が出ている



間伐を行った後 間伐を行うことで光が地表に届き、残った樹木の成長を促している

次試験の実績にするなど、実践的なアドバイスを実施している。計画的な間伐や造林による森林の維持、安定した木材供給、チップ化した木材によるバイオマス発電の売電価格の維持にも繋がっている。

これらの諸活動については、専務理事など役員が中心となって実施している。組合の運営経費を最小限に抑えることにより、組合員から徴収する販売手数料も少ない負担となっている。

成果とその要因

安定した販売先確保のために事業者単独では難しい企業との売買契約

縮結、木材市場の様々な情報収集と分析に基づく植樹や生産についての具体的なアドバイスと迅速な情報提供体制、森林整備計画の策定や森林施業プランナーの資格取得など、計画的な林業経営推進の啓発活動と実践的な指導を継続的に実施していることが成果の要因といえる。

山形県森林ノ整備事業協同組合

住所：〒990-0829
山形県山形市五日町
1-12
設立：平成28年4月
出資金：2,010千円
主な業種：素材（木材）生産・
造林事業
組合員：60人

組合Q&A

組合員資格の定款記載方法について

Q II 定款上組合員資格を明らかにするため「注」として詳細説明分を条文末尾に記入するのは正しいか。説明分を条文中に挿入すべきかどうか。

「A」定款上組合員資格を記載するに当たっては、「注」として条文の末尾に詳細に説明文を書くことは望ましくなく、本文中に具体的に、かつ明確に記載するようにされたい。

定款変更の効力発生時期について

Q II 中協法第51条第2項において「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければその効力は生じない」と規定されているが、変更した場合、その効力の発生時期は、認可したときであるか、あるいは組合が変更決議をしたときに遡及するか。

「A」定款変更の効力は、行政庁が認可したときに発生し、組合が定款変更を議決したときに遡及しないものと解される。

なお、効力発生時期をさらに厳密に言えば、定款変更の認可は、行政処分であるから、行政庁において

いて決裁が終わった日又は認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到達したときから効力が発生することになる。

法令の改廃等により当然変更する定款の変更手続きについて

Q I II 法令の改廃により既存の定款の規定が当然に変更される場合の定款変更は、変更される定款の規定は法律上無効であるから、総会の議決を経ないでこれを変更することができるか。

Q 2 II 事務所の所在地が、行政区画の変更により変更する場合等定款規定の中で事実基礎を有するものは、その事実の変更により定款を変更する場合には、上述の理由により、総会の議決を必要としないか。

「A」法令の改廃による定款変更であっても総会の議決並びに行政庁の認可が必要であり、行政区画の変更等に伴う定款変更についても同様と解する。

事業年度の変更について

Q II 某組合の事業年度は1月1日より12月31日であるが、〇〇年5

月1日に、有効な総会において、8月1日より7月31日と変更議決し、同年5月10日に変更認可を受けた。この場合、変更時の事業年度はどのようにするか。

なお、通常総会はどのように開催したらよろしいか併せて教示願いたい。

「A」定款変更の議決において特別の定めがなかった場合は、定款変更によつて新たな事業年度に始まる8月1日の前日である7月31日までが事業年度とされる。その際、この事業を明らかにする主旨から定款の附則に、例えば、「〇〇年度に限り、事業年度は、〇〇年1月1日より同年7月31日までを1事業年度とする。」等の規定を設けることが適当と考える。

なお、通常総会については、経過措置として事業年度が1月〜7月に短縮されても、毎事業年度1回開催されなければならない（中協法第46条）ので、当事業年度について必ず開催しなければならぬ。

1法人から複数の役員を選出することについて

Q I II 理事のうち組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任で

きるか。

Q 2 II 組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できるか。

Q 3 II 右記のQ 1、2が合法的な場合、被選者1人を除き、他は員外役員となるか否か。

Q 4 II Q 2の合法的な場合でも。

(1) 1法人でも1組合員であるので1組合員から理事と監事が出ることは役員の兼職禁止に抵触するとの意見

(2) 役員の就任は自然人（個人）として就任するので同一法人から出ても兼職とならないとの意見
どちらが正しいか。

なお、当組合の実際例については組合員たる1法人の代表取締役を理事に、他の平取締役を監事に選任する状況にある。

「A 1」理事は、組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できる。

「A 2」組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できる。

「A 3」複数の組合役員を選任した場合複数の組合員役員は員内である。

「A 4」(2)のとおりである。

すなわち、役員の就任は自然人として就任するので、同一法人から出ても兼職とはならない。

◎ 組合質疑応答集より転載

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和5年4月期

情報連絡員50名 回答数50名
(一部抜粋)

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は10から4に減少。「減少した」業種は2から7に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は15から12に減少。「減少した」業種は8から11に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は5から2に減少。「悪化した」業種は6から8に増加。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は9から8に減少。「減少した」業種は5から3に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は13から15に増加。「減少した」業種は9から7に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は2から9に増加。「悪化した」業種は8のまま変化なし。

製造業

■ **しょう油・食用アミノ酸製造** 【県内全域】

引き続き、販売や仕入共に価格転嫁交渉が続いている。4月26日に決算役員会を実施。良好な内容であった。

■ **パン・菓子製造** 【県内全域】

諸経費の高騰により、販売価格を値上げせざるを得ない状況である。

■ **酒類製造** 【県内全域】

3月分報告として、売上高は前年比21%の増加。年間でも前年比16%増。コロナ禍前の水準に戻っていない。また、新年度の需要開発を検討中。

■ **繊維製造** 【県内全域】

受注件数が少し増加。5月27日(土)に通常総会を開催予定。

■ **木材・木製品製造業** 【県内全域】

ウッドショック前の単価に戻りつつある。

■ **製材** 【木更津】

米材、カナダ材共に入港無し。在庫は減少傾向。

■ **印刷・同関連業印刷** 【県内全域】

今月に入り、選挙関連の仕事もひと段落し、前年と仕事内容を比較すると、県内の仕事は上昇、東京方面の仕事は減少している。

鉄工

【千葉】

組合で半期毎に実施している組合員の景況調査によると、価格転嫁は徐々に進んでいるものの、仕入価格・光熱費等が高止まりしており、収益状況は引き続き厳しい状況にある。

■ **機械部品製造** 【野田】

先月の年度末の忙しさは無い。GW前のせいか月末は売上減。

■ **機械部品製造** 【流山】

電気・ガス価格激変緩和対策措置により3.5円/kwh価格が下がっているが、電気料金は以前に比べ高いため、収益状況は悪い方向である。

■ **金属製品製造** 【船橋】

業界的には、比較的堅調に推移しているが、人手不足により対応が厳しい状況。

■ **採石** 【県内全域】

年々出荷量が減少する中、4月から組合員が4社から3社となり、石材単価の引上げや陳情活動を各社が結束して取り組んでいる。

■ **非製造業**

□ **総合卸売** 【千葉県・東京都】

新型コロナの影響が落ち着いてきた中で、ロシアのウクライナ侵攻問題が長期化した影響で、仕入

価格や物流費が更に増加しており販売価格への転嫁が困難な為、景況感が悪化している。

【医薬品卸】

【県内全域】

実働日数は前年と同日の20日。薬価改定の影響で前月より販売実績は増加した。4月の薬価改定に伴う価格交渉を行っているが、物価上昇を踏まえて慎重に進めている。

【青果卸売】

【千葉市】

天候も安定していた為、青果物の市況も安定してきた。コロナの感染状況も低く抑えられていたが、依然として、青果物の購買意欲が上がらず、売上高は厳しいままである。

【食肉卸売】

【成田市他】

4月上旬は全体的に売上が伸び悩み、と畜頭数が激減。これまで1日あたり870頭ペースでと畜してきたが、600頭ペースまで減少した。下旬はゴールデンウィークに向けた商材の注文が多くなり、売上は回復基調で推移した。

【乾物卸売】

【県内全域】

ゴールデンウィークの需要に向けて消費を期待している。旅行・観光等はコロナ前の数値に近づいている。

【電気機器小売】

【県内全域】

組合活動はコロナの終息近い感があり、徐々に支部会、理事会が開催され、組合員の意見が聞かれるようになり、これからが楽しみである。

【青果小売】

【千葉市】

売上は、前年割れであったが、商品の動きは良くなってきた。光熱費が上昇しているため、利益はまだ取れにくい。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

様々な市況や経済が回復基調にあるように、新車ディーラーの納車タイムングの早まりが中古車業界にも良い方向に影響を及ぼしている。また、新車ディーラーからの下取車が少しずつ増加している。在庫数の増加で取引数も10%ほど上昇している。但し、中古車供給不足時代に取引された値段がかなり値崩れが発生している。

【小売】

【東金】

コロナ影響は、もう一息、まだ完全に復活はしていない。飲食、少しづつ動き始めた。旅行、衣料も動き始めた。昨対比は、若干上昇傾向にある。まだ、資金繰りに苦慮している組合員多い。

【商店街】

【千葉市】

販売額は、前月比88.2%、前年同月比120.1%となった。前年からは継続して回復しているが、4月は3月の年度末需要に比較すると減少したと考えている。

【自動車整備一般】

【県内全域】

整備士不足や後継者難の影響があると思われるが、整備事業の廃止に伴う組合脱退者が過去にない程多い。

【小売・サービス】

【野田市】

4月については飲食業がコロナ禍と比較すると多少売上増がみられた。しかしながらコロナ前に比べるとまだまだ戻りが浅い状況ではあるが明るい兆しが見え始めた。近隣市に比べると戻りが遅く感じる。他市（流山・柏・春日部）に流出傾向あり。

【一般廃棄物処理】

【千葉市】

前月比は悪化の結果となったが、昨年12月頃からは前年同月比は良い結果を継続しているように思える。

【土木建築サービス】

【県内全域】

新規事業の創出に向けて、令和5年度に中央会の組合等支援事業（組合等新分野開拓支援事業）を手掛けており、7月にはAI技術

による交通量計測研修について、オークラ千葉ホテルで研修会を開催することとしている。

【ソフトウエア】

【県内全域】

新型コロナウイルスが5類になることでムードとして明るい兆しとなっている。しかし、感染拡大のリスクがなくなったわけではなく、各社とも引き続き感染拡大を継続実施。インバウンドの回復等から、受注増に期待している。

【建設】

【県内全域】

組合員による4月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、101件、4,457百万円となり、前年同月比+185百万円の増加となった。

【輸出入】

【県内全域】

新年度の4月に入り、さらなるインバウンド旅行者の増加が追い風となり空港両店舗ともに好調を維持。特に4月上旬は、外国人利用客が多く、また今まで休業の店舗もほとんどオープンして賑わいもなお一層増して、昼時の飲食店の混雑度は、コロナ前にほぼ戻ったようだ。



本会では、以下の事業につきまして、専門家の派遣を実施致します。会員組合及び組合員企業等のご活用をお願い申し上げます。(◎お問合せは、経営支援部まで (TEL. 043-306-3282))



制度改正等の課題解決環境整備事業

『専門家派遣』のお申込みを受付中です!!

～組合や組合員企業が直面している課題の解決を図ります～

【本事業の目的】

制度改正等によって生じる中小企業組合や組合員企業等の課題等に対して、講習会や個別相談を通じて、適正な事業活動ができる環境を整備する。

～例えばこんなテーマで...～

- ☑ 電子帳簿保存法の改正点と準備・対応策について
- ☑ 中小企業が知っておきたい社会保険・労働関連法の改正
- ☑ 会社を未来に繋げる事業承継～事業承継税制の活用ポイント～
- ☑ 各種制度改正への対応に向けた業務（生産工程・事務等）フローの見直し
- ☑ 業界関連の法令・制度改正に伴う対応策



対象になるか分からないことも多いかと思いますが、まずは、お気軽にご相談ください。

☞ 個別相談・講習会形式どちらでも対応できます。

組合や企業が抱える諸課題をお聞かせいただき、テーマをご提案することも可能です。組合の教育情報事業の一環として、ぜひ、ご活用ください!!

事業環境変化対応型支援事業

『専門家派遣』のお申込みを受付中です!

ご存知ですか? インボイス制度

- ☑ インボイスのやり取りはいつから?
- ☑ インボイス = 「適格請求書」とは?
- ☑ 「登録番号」を申請するとどうなる?
- ☑ 登録番号は誰でも、もらえるの?
- ☑ インボイスがないとどうなるの? etc..



☞ これらについて、ご準備されていますか?

～インボイス制度について専門家に相談してみませんか?～

組合や組合員が抱えている疑問点等に対して、7口の専門家が無料でご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

☆商店街若手リーダー養成講座☆

第26期「ふさの国 商い未来塾」受講者募集

魅力ある“まちづくり”を目指す方、ぜひ奮ってご参加下さい

- 1. 対象者** 商店街の若手商業者・後継者、商業を通じて地域活性化に取り組む意欲のある方
- 2. 受講期間** 令和5年8月～12月（全10回）予定（会場・オンライン同時開催）
- 3. 講座内容** 全国各地で活躍している商店街、まちづくり実践者、中小企業診断士等専門家、商い未来塾OBを迎え、地域・商店街・個店の活性化、イベント手法等について学ぶとともに、先進商店街への視察などにより具体的な活性化手法や賑わい手法を習得します。

▼カリキュラム内容（予定）

- ①商人の心得及びコロナ後の商人の在り方について
 - ②新規顧客開拓に有効的な「まちゼミ」とは
 - ③まちおこしを行うための観光・商業の取組み
 - ④商店街のデジタル化やインバウンド対応、魅力発信について
 - ⑤官民連携のまちづくりについて、空き店舗対策、商店街視察（岐阜県を予定）
- ※詳しくは中央会HPをご覧ください。(<https://www.chukai-chiba.or.jp>)



受講申込みは、左記のQRコードをご活用下さい。



- 4. 募集人数** 30名程度
- 5. 受講料** 無料（視察研修及び交流会等に係る費用は実費負担）
- 6. 申込期限** 令和5年7月26日（水）まで（定員になり次第締め切りとさせていただきます）

◎申込み・お問合せ先：千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部
TEL：043-306-3284 FAX：043-227-0566

＋ 災害からいのちを守る赤十字

赤十字の人的活動は、国や県からの公的資金によらずに、皆様からお寄せいただく活動資金によって支えられています。
赤十字活動資金へのご協力をお願いします。

「苦しんでいる人を救いたい」その思いを実現するため、様々な人的活動に取り組んでいます。

活動内容の紹介

災害救護事業

災害時にいち早く救護班を派遣し救護活動を行います。



新型コロナウイルス等の感染症流行時にも医療救護班等を派遣します。



健康・安全講習

健康や安全のための知識や技術の普及に努めています。



赤十字ボランティア

防災訓練協力や献血の呼びかけなど多岐にわたる活動を行っています



青少年赤十字など

活動資金へのご協力方法

インターネットで



クレジットカードでの月々の継続寄付などをお選びいただくことが可能です。

お近くの窓口で



千葉県支部または市区役所、町村役場の窓口で受け付けています。

※日本赤十字社に対する寄付金は、その公益性から税制上の優遇措置が認められています。



みなさまのご協力をおねがいします。

日本赤十字社 千葉県支部
Japanese Red Cross Society

あなたのご協力のできること

皆様からお寄せいただく活動資金は様々な活動に活用します。



〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043(241)7531(代表) | FAX 043(248)6812
<http://www.chiba.jrc.or.jp> 赤十字 ちば



千葉県中小企業団体中央会は、赤十字の人的活動を応援しています。

新規輸出1万者支援
プログラム始動

事業者のみなさま



円安をチャンスに 輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを
後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、
ブランディング
・プロモーション



ECサイトを
活用した販路開拓



輸出商社
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に
カウンセリングいたします。

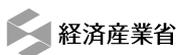
🔍 ジェトロ



【お問い合わせ先】 ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）

電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）もポータルサイトからご活用いただけます



初めての輸出で
あれこれ気になる…！
詳しくは裏面で

輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで 何でもお任せください!



**輸出を始めるには
どうする?**

- ・これから海外を考え始める方から、すでに進出されている方まで、海外に関するすべてのご相談をお受けします。
- ・専門家が現況をカウンセリングさせていただき、あなただけの海外展開の実現にむけた、最適な方法をナビゲートします。



**海外消費者向けに
ECを使って商品を
販売してみたい!**

- ・海外ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設け、日本商品の販売を支援します。海外ECサイトの商品買い付けをジェトロがサポートすることで、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要であり、海外展開初心者も参入しやすい仕組みです。



**輸出先の国の選び方や、
現地の市場は
どうなってるんだろう?**

- ・海外展開が潜在的な段階、あるいは海外展開への意欲はあるが、検討初期の段階の企業を対象として、実現に向けた課題を明確化します。
- ・具体的には、専門家によるカウンセリングを通じて、ターゲットとして可能性のある国、海外展開の手法、現状の課題、対応策などをお伝えします。



**日本にいなから、
海外販路拡大を実現したい!**

- ・国内において、国内輸出商社との個別商談会に参加いただけます。
- ・商品の海外販売、貿易実務などは輸出商社が担うため、実質的に国内取引で完結。また、将来的に輸出を検討している方も、海外ビジネスに精通している商社から、販路開拓先・販促方法等のアドバイスも期待できます。



**現地向けに商品を改良・
開発したい!
現地のニーズを把握したい!**

- ・ものづくり補助金(グローバル市場開拓枠(海外市場開拓(JAPANブランド)類型))で、輸出处向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を補助上限3,000万円、補助率1/2(小規模・再生事業者の場合は2/3)にて一貫して支援します。



**輸出入に関する手続の流れや
法規制について知りたい!**

- ・海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点などの各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。



詳しくは、1万者支援ポータルサイトをチェック!

🔍 ジェトロ



令和5年度 組合運営講習会開催

本会は4月26日、千葉市内において令和5年度組合運営講習会を開催した。

組合は毎年1回決算を行い、所定の期限内に税務申告をする必要があるが、組合には一般法人と異なった特有の会計処理や税務制度である。

また、所管行政庁に関係書類を提出することが義務づけられているため、本会職員より、「組合の事務手続きについて」、税理士 古知潔氏より、「組合税務のポイントと監査手続きについて」の説明が行われた。



古知税理士による講義



組合運営講習会の開催風景

なお、新型コロナウイルス対策を踏まえ、会場での直接受講とWEB会議ツール「Zoom」を活用して開催した。

千葉県商店街連合会

第51回通常総会開催

千葉県商店街連合会（会長 伊勢田政員・千葉市内において通常総会を開催し、令和4年度決算と令和5年度事業計画及び予算について、原案どおり可決承認された。

また、総会終了後の懇親会では、熊谷俊人千葉県知事、阿部紘一自由民主党千葉県議会商工議員連盟会長が挨拶を行った。

乾杯の発声は、令和5年春の叙

勲において、旭日双光章を受賞された千葉県商店街連合会岩田富久司副会長が行った。



伊勢田会長の開会挨拶



熊谷千葉県知事の挨拶

令和5年度 第1回

正副会長会議及び理事会 開催

本会は、5月19日、千葉市内において令和5年度第1回正副会長

会議及び理事会を開催した。

まず、正副会長会議において、第67回通常総会の付議事項について、審議された。次に、理事会において、第67回通常総会の提出議案について、審議され、可決承認された。

理事会終了後、懇親パーティが開催され、盛会裏に終了した。



平会長の挨拶（理事会時）

【お詫びと訂正】

本誌5月号14頁、中央会だより「令和4年度 設立認可組合」の記事中、No.18「松戸造園緑化協」とあるのは、No.18「松戸市造園緑化協」の誤りでした。

関係者の皆様にお詫びをして訂正いたします。